

【助成対象経費の基準について】

助成事業経費に関する留意事項

- 1 対象経費は、別表のとおり、事業実施に必要不可欠であり、活動に直接係る経費に限る。
レシート、または領収書の写しがある経費（領収書は宛名、日付、内容、額面が明記されているもの。宛名は団体名であること。）
- 2 次の経費は助成対象外とする。
 - ① 助成対象期間（令和8年4月1日～令和9年3月31日）外に支払った経費
 - ② 専門的な知識・技術を提供する外部講師・指導員以外の人件費・謝金
 - ③ 当協会で実施する他の支援事業との併用
 - ④ 他の助成金を充当する経費
 - ⑤ 飲食にかかる経費（熱中症対策用の飲料等も含む）
 - ⑥ 団体として利用分が明確に示せない通信費（電話代、インターネット利用料金等）、電気、ガス代等
 - ⑦ 単価 5 万円以上（税込）の備品
 - ⑧ 事業を実施する上で適当でないと認められる経費
 - ⑨ 対象活動に要したことが証明できない経費
- 3 本助成金は、他の助成金との併用は可能ですが、同一経費に対して重複して助成金を交付することはできません。
- 4 活動に係る交通費は支払った金額にかかわらず、最も経済的・合理的な経路で算出された実費額とする。
 - ① 公共交通機関を利用した交通費については、利用者名、利用日、用務、利用区間、利用交通機関、支払金額及び受領印を明記したものを支払証明とする。
 - ② 給油代金は、給油業者発行の領収書、日付、使用目的、区間、移動距離を記載すること。
 - ③ 私用車による旅費は、路程に応じ、1km当りの定額（@14 円）を助成対象とする。
- 5 助成対象経費には、消費税を含む。
- 6 その他、経費について疑義が生じたときは、当事務局に照会すること。

領 収 書	
助成団体名が記載されていること	令和〇年〇月〇日
	〇〇〇〇〇〇団体 様
	¥ 2,500-
用途や内容を、但し書に詳しく記載してください	但し、〇〇〇経費として
	株式会社〇△□ 印
	受領印が押してあるか、日付が記載されているか確認してください

※請求書は、内容や単価、数量などの明細が明記されたものを徴取してください。
※請求明細が「一式 〇〇円」など、大まかな記載のもの、用途や内容が分からない場合、助成対象外の経費が含まれていることもあり得るため、助成対象外となる場合があります。

●助成対象経費

区分	項目	内容	備考
助成対象経費（事業に直接係わる経費）	報償費	外部からの講師謝金(2万円／人・日)まで	
	旅費	団体スタッフが活動場所まで要する旅費 (支払った金額にかかわらず実費)	・様式1で申請した事業のみ対象(活動当日、事前下見) ・公共交通機関は実費精算 ・ETC等を利用した場合は、利用証明書もしくは カード会社の請求明細など、内訳のわかるものを添付 ・私用車による旅費は、路程に応じ1キロメートル当りの 定額(@14円)を助成対象とする。 ・利用者名、利用日、用務、利用区間、利用交通機関、 支払金額及び受領印を明記したものを添付
		外部からの講師等の交通費、宿泊費	
		先進地見学等のための交通費(※1)	(※1) スタートアップ支援助成のみ一人あたり 上限10,000円まで助成
	消耗品費	事務用品、用紙代等	当該年度の活動に使用されないものは対象外
	備品購入費	事業を実施する上で必要とされる物品(※2)	・単価5万円未満(税込) ・単価が1万円以上の場合は、申請時に見積書を添付 (※2) スタートアップ支援助成のみWeb会議用通信機器 も対象
	印刷製本費	配布資料、チラシ等の作成費(※3)	(※3) スタートアップ支援助成のみ会員募集チラシも対象
	送料	広報啓発物の送料	
	保険料	ボランティア活動保険、レクリエーション保険	
	委託費	直接実施することが困難な内容について、特定の作業を専門業者に依頼する経費(活動場所の整備等)	助成申請額の20%の額を上限とする
	使用料賃借料	会場・施設使用料(※4) レンタカー、バス借り上げ代 オンラインセミナー開催経費(※5)等	(※4) 施設利用料が公開されていない場所及び団体・会員 が所有している建物(会場)は対象外 (※5) 参加者10名以上(主催者除く)のオンラインセミナー 等にかかるセミナー開催月の有料アカウント経費(上限 1,000円／月)で、準備、打合せ等での利用は対象外
助成対象外経費	報償費	会員・スタッフへの報酬、謝金、賃金(人件費)	
	旅費	助成活動に直接関係しない旅費(※6)	(※6) スタートアップ支援助成のみ関係者が集る総会、 研修等のスタッフ旅費についても対象
	備品購入費	・単価5万円以上(税込)の備品 ・広報活動時に着用する衣類(ジャンパー等)	
	消耗品費	景品・啓発グッズ	
	印刷製本費	助成活動に直接関係しない印刷費(※7)	(※7) スタートアップ支援助成のみ会員募集のチラシ等につ いては対象
	送料	会員向けの総会等の送料(※7)	
	食糧費	参加者の飲食代、湯茶、菓子代	
	広告宣伝費	ホームページ作成(※8)	(※8) スタートアップ支援助成のみ対象 ただし作成後は、申請団体で管理・更新ができること
	その他	寄付金、諸会費、資格取得に伴う受講料	
		領収書等による支払が明確でない経費 事業を実施する上で適当でないと認められる経費	